

## 臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年10月15日（月） 16：02～16：09

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）  
山下貴司 国務大臣（法務大臣）  
柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）  
根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）  
吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）  
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）  
原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）  
山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
櫻田義孝 国務大臣

欠席者：河野太郎 国務大臣（外務大臣）  
平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官  
野上浩太郎 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件  
案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：臨時閣議案件について、申し上げます。「平成30年度一般会計補正予算等」の概算について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。

○麻生国務大臣：本日、平成30年度補正予算（第1号等）につきまして、各位の御協力により取りまとめを終えたので、その概算につきまして閣議の御決定をお願いする次第であります。

最初に、一般会計予算の補正につきまして、御説明いたします。

まず、歳出面の補正につきましては、①大阪北部地震、西日本7月豪雨、台風21号及び北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興や、②公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応のほか、③今後の災害対応等を勘案した予備費の追加を行うため、全体で9,356億円の歳出を追加することとしております。

次に、歳入面の補正につきましては、建設公債を発行するとともに、29年度決算剰余金の一部を活用する等の対応を行うこととしております。

また、特別会計予算につきましても所要の補正を行っております。

以上、平成30年度補正予算（第1号等）の大要につきまして御説明いたしました。今後、補正予算の提出に向けて作業を進めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定です。

5年半に及ぶアベノミクスの推進により、生産年齢人口が450万人減少する中においても、経済は12.2%成長しました。そして雇用は250万人増え、正規雇用も78万人増えました。

今こそ、少子高齢化という国難に正面から取り組まなければなりません。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと、大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進めていきます。

今回の引上げ幅は2%ですが、前回の3%引上げの経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応します。

第1に、消費税率引上げ分の使い道を変更し、2%の引上げによる税収のうち半分を国民の皆さんに還元します。来年10月1日から、認可・無認可あわせて幼児教育を無償化します。

第2に、軽減税率を導入し、家計消費の4分の1を占める飲食料品については、消費税を8%のまま据え置きます。軽減税率の実施に向けて、準備に遺漏無きよう、よろしく申し上げます。

第3に、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じます。消費税引上げ後の一定期間に限り、中小小売業に対し、ポイント還元といった新たな手法による支援を行います。更に、商店街の活性化のための対策もしっかりと講じます。また、消費税の引上げ前後で消費者の皆さんに安心して購買いただくために、消費税引上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、ガイドラインを整備します。もちろん、同時に、中小企業が取引先に対して、消費税を円滑に転嫁できるよう、対策を講じます。

第4に、消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、来年10月1日以降の購入にメリットが出るように、税制・予算措置を講じます。自動車については、来年10月1日以降に購入する自動車の保有に係る税負担の軽減について検討を行い、今年末までに結論を出していただけるよう、党に審議をお願いします。同様に、住宅についても、来年10月1日以降の購入等について、メリットが出るよう施策を準備します。

こうした対策に加え、国民的な関心事となっている防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を更にしっかりと講じてまいります。

来年度、再来年度予算において、消費税対応で臨時・特別の措置を講じてまいります。消費税率引上げによる経済的影響を確実に平準化できる規模の予算を編成してまいります。

○菅国務大臣：これを持ちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

臨時閣議案件

〔平成30年  
10月15日〕（月）

◎一般案件

資料あり ○平成30年度一般会計補正予算（第1号）等について（決定）（財務省）

[○署名あり ☆署名なし]